別表 (第8条関係)

1 基本使用料を免除することができる団体

国、道、町、農業委員会、選挙管理委員会、教育委員会等執行機関が主催、共催するもの。

社会福祉協議会、共同募金会、健康づくり推進協議会。

2 ・基本使用料を3分の1の料金とすることができる団体

乙部町連合PTA及び加盟団体、青少年団体、高校PTA乙部支部。

乙部町老人クラブ連合会、各地区老人クラブ。

女生えの会、希望楽園、乙部町女性団体連絡協議会及び加盟団体。

乙部町体育協会及び加盟団体。

乙部町文化団体連絡協議会及び加盟団体。

乙部町自治会町内会連合会及び加盟団体。

身体障害者福祉協会乙部支部、乙部町母子会。

各交通安全協会、出稼援護相談所。

校長会、教頭会、学校保健会、乙部町教育研究会。

3 ・基本使用料を2分の1の料金とすることができる団体

観光協会、乙部建設技能者協会、用水組合、農協女性部・青年部、漁協女性部・青年部、商工会婦人部・青年部。